

第三十一号議案

職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

令和七年二月十九日

提出者 東京都知事 小 池 百 合 子

職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例

職員の旅費に関する条例（昭和二十六年東京都条例第七十六号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第一号中「指定職の職務」を「指定職職員」に、「職員の職務」を「職員」に改め、同項第四号中「職員については」を「場合又は任命権者若しくは任命権者の委任を受けた者（以下「旅行命令権者」という。）が認める場合には」「又は居所」を「居所その他旅行命令権者が認める場所」に改め、同項第六号中「若しくはその扶養親族」を削り、同項第七号中「扶養親族」を「家族」に、「届出をしないが」を「婚姻の届出をしていないが、」に、「主として職員の収入によつて生計を維持している」を「職員と生計を一にする」に改め、同項に次の一号を加える。

十 旅行役務提供者 旅行業者（旅行業法（昭和二十七年法律第二百三十九号）第六条の四第一項に規定する旅行業者をいう。）その他の人事委員会規則で定める者（以下この号において「旅行業者等」という。）であつて、都と旅行役務提供者（旅行業者等が都に対して旅行に係る役務その他の人事委員会規則で定めるものを旅行者に提供することを約し、かつ、都が当該旅行業者等に対して当該旅行に係る旅費に相当する金額を支払うことを約する契約をいう。次条第七項において同じ。）を締結したものをいう。

第二条第二項中「何級の職務」という場合には「を」「職務の級」とは「に、」により定められた当該級の職務」を「による職務の級」に、「級の職務をいうものとする」を「職務の級をいう」に改め、同条第三項を削る。

第三条第二項中「又はその」を「若しくは子又はその」に改め、同項第八号中「パートナーシップ関係の相手方」の下に

「又は子」を加え、「第三十八条第一項第一号若しくは第二号の規定に該当する」を「人事委員会規則で定める」に改め、同条第五項中「（その者の扶養親族の旅行について旅費の支給を受けることができる場合には、当該扶養親族を含む。以下本条において同じ。）が、その出発前に第四条第三項」を「が、次条第三項」に、「を取り消され」を「の変更（取消しを含む。同項及び同条第四項並びに第五条において同じ。）を受け」に、「において、」を「その他人事委員会規則で定める場合に、」に改め、「があるときは、当該金額」を削り、「なつた金額」を「なる金額又は支出を要する金額で任命権者が定めるもの」に改め、同条第六項中「交通機関の事故又は」を削り、「やむを得ない」を「人事委員会規則で定める」に、「の金額」を「で任命権者が定める金額」に改め、同条に次の一項を加える。

7 第一項、第二項、第四項及び第五項に規定する場合において、都が旅行役務提供契約に基づき旅行役務提供者に支払うべき金額があるときは、これらの項に規定する者に対する旅費の支給に代えて、当該旅行役務提供者に対し、当該金額を旅費に相当するものとして支払うことができる。

第四条第一項中「任命権者又は任命権者の委任を受けた者（以下「旅行命令権者」という。）」を「旅行命令権者」に改め、「旅行依頼（以下」の下に「この条及び次条において」を加え、同条第三項中「を変更（取消を含む。以下同じ。）する」を「の変更をする」に、「第五条第一項」を「次条第一項」に、「これを変更する」を「その変更をする」に改め、同条第四項本文中「これを変更する」を「その変更をする」に改め、「以下」の下に「この条において」を加え、「当該旅行に関する」を「任命権者が定める」に、「これ」を「、当該事項」に、「提示し」を「通知し」に改め、同項ただし書中「近接地内に」を「任命権者が定める」に改め、「旅行に関する」及び「し、これを提示」を削り、「これを変更する」を「その変更をする」に改め、「し、これを当該旅行者に提示」を削り、同条第六項を削る。

第五条第一項中「変更された」を「変更を受けた」に、「本条」を「この条」に改め、同条第二項中「すみやかに」を「速やかに」に改める。

第六条を削る。

第七条中「旅費は」の下に「、旅行に要する実費を弁償するためのものとして、第二章に定める種目及び内容に基づき」を

加え、「の旅費により」を「によつて」に、「但し」を「ただし」に、「又は方法によつて」を「又は方法により」に改め、同条を第六条とする。

第八条から第十三条までを削る。

第十三条の二第一項中「旅行者又は」を「旅行者若しくは」に改め、「もの」の下に「又は旅費に相当する金額の支払を受けようとする旅行役務提供者」を、「当該旅費」の下に「又は当該金額」を加え、「旅費額」を「旅費又は旅費に相当する金額」に改め、「その旅費」の下に「又は旅費に相当する金額」を加え、「金額の支給」を「支給又は支払」に改め、同条第五項中「及び様式」を削り、同条を第七条とする。

第二章を次のように改める。

第二章 旅費の種目及び内容

(旅費の種目及び内容)

第八条 旅費の種目は、鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当、転居費、着後滞在費、家族移転費、渡航雑費及び死亡手当とし、これらの内容については、この章の定めるところによる。

(鉄道賃)

第九条 鉄道賃は、鉄道（鉄道事業法（昭和六十一年法律第九十二号）第二条第一項に規定する鉄道事業の用に供する鉄道及び軌道法（大正十年法律第七十六号）第一条第一項に規定する軌道、外国におけるこれらに相当するものその他任命権者が定めるものをいう。次項及び第十二条第一項において同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第二号から第六号までに掲げる費用は、第一号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであつて、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

一 運賃

二 急行料金

三 寝台料金

四 座席指定料金

五 特別車両料金（内国旅行にあつては指定職職員に限る。）

六 前各号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第一号に掲げる運賃の額の上限は、内国旅行の場合であつて運賃の等級が区分された鉄道により移動するときは最下級（指定職職員が移動する場合には、最上級）、外国旅行の場合であつて運賃の等級が区分された鉄道により移動するときは最上級（等級が三以上に区分された鉄道により職務の級が三級以下の者が移動する場合には、最上級の直近下位の級）の運賃の額とする。

（船賃）

第十条 船賃は、船舶（海上運送法（昭和二十四年法律第八十七号）第二条第二項に規定する船舶運航事業の用に供する船舶、外国におけるこれに相当するものその他任命権者が定めるものをいう。次項及び第十二条第一項において同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第二号から第五号までに掲げる費用は、第一号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであつて、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

一 運賃

二 寝台料金

三 座席指定料金

四 特別船室料金（内国旅行にあつては指定職職員に限る。）

五 前各号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第一号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された船舶により移動する場合であつて、次の各号に掲げるときは、当該各号に定める額とする。

一 内国旅行の場合であつて、運賃の等級が三階級に区分された船舶により移動するとき 中級の運賃の額

二 内国旅行の場合であつて、運賃の等級が二階級に区分された船舶により移動するとき 次に掲げる区分に応じ、それぞれ

れに定める額

イ 指定職職員が移動するとき 上級の運賃の額

ロ 職務の級が五級以下の者が移動するとき 下級の運賃の額

三 外国旅行の場合であつて、運賃の等級が二以上の階級に区分された船舶により移動するとき 最上級の運賃の額

四 第一号及び第二号の規定に該当する場合において、同一階級の運賃が更に二以上に区分された船舶により移動するとき 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額

イ 第一号の規定に該当するとき 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額

(1) 指定職職員が移動するとき 最上級の運賃の額

(2) 職務の級が五級以下の者が移動するとき 最上級の直近下位の級の運賃の額

ロ 第二号の規定に該当するとき 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額

(1) 指定職職員が移動するとき 最上級の直近下位の級の運賃の額

(2) 職務の級が五級以下の者が移動するとき 最上級の運賃の額

五 第三号の規定に該当する場合において、同一階級の運賃が更に四以上に区分された船舶により移動するとき 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額

イ 指定職職員又は職務の級が四級以上の者が移動するとき 最上級の直近下位の級の運賃の額

ロ 職務の級が三級以下の者が移動するとき 指定職職員又は職務の級が四級以上の者について定める運賃の級の直近下位の級の運賃の額

六 第三号の規定に該当する場合において、同一階級の運賃が更に三に区分された船舶により移動するとき 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額

イ 指定職職員又は職務の級が四級以上の者が移動するとき 中級の運賃の額

ロ 職務の級が三級以下の者が移動するとき 下級の運賃の額

七 第三号の規定に該当する場合において、同一階級の運賃が更に二に区分された船舶により移動するとき 下級の運賃の額

(航空賃)

第十一条 航空賃は、航空機（航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第二条第十八項に規定する航空運送事業の用に供する航空機、外国におけるこれに相当するものその他任命権者が定めるものをいう。次項及び次条第一項において同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第二号及び第三号に掲げる費用は、第一号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであつて、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

一 運賃

二 座席指定料金

三 前二号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第一号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された航空機により移動する場合には、最下級の運賃の額とする。ただし、次の各号に掲げる場合は、当該各号に定める額とする。

一 外国旅行の場合であつて、指定職職員が移動するとき及び職務の級が五級以下の者が長時間にわたる移動として任命権者が定めるもの（次号において「特定航空移動」という。）をするとき（同号に掲げる場合を除く。） 最上級の運賃の額

二 外国旅行の場合であつて、運賃の等級が三以上に区分された航空機により指定職職員が移動するとき及び職務の級が五級以下の者が特定航空移動をするとき 最上級の直近下位の級の運賃の額

(その他の交通費)

第十二条 その他の交通費は、鉄道、船舶及び航空機以外を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第二号から第四号までに掲げる費用は、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により、移動に要する費用の算定ができない場合には、路程一キロメートルにつき三十

七円とする。

一 道路運送法（昭和二十六年法律第百八十三号）第三条第一号イに掲げる一般乗合旅客自動車運送事業（路線を定めて定期に運行する自動車により乗合旅客の運送を行うものに限る。）の用に供する自動車（外国におけるこれに相当するものを含む。）を利用する移動に要する運賃

二 道路運送法第三条第一号ハに掲げる一般乗用旅客自動車運送事業の用に供する自動車（外国におけるこれに相当するものを含む。）その他の旅客を運送する交通手段（前号に規定する自動車を除く。）を利用する移動に要する運賃

三 前二号に掲げる運賃以外の費用であつて、道路運送法第八十条第一項の許可を受けて業として有償で貸し渡す家用自動車（外国におけるこれに相当するものを含む。）の賃料その他の移動に直接要する費用

四 前三号に掲げる費用に付随する費用

2 前項ただし書の場合において、全路程を通算して計算し、路程に一キロメートル未満の端数を生じたときは、これを切り捨てる。

（宿泊費）

第十三条 宿泊費は、旅行中の宿泊に要する費用とし、その額は、国の職員につき国家公務員等の旅費支給規程（昭和二十五年大蔵省令第四十五号）により定められている宿泊費基準額（次条において「宿泊費基準額」という。）とする。この場合において、職員に対応する国の職員は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる同令における国の職員とする。

一 指定職職員 指定職職員等

二 職務の級が五級以下の者 職務の級が十級以下の者

2 前項の規定にかかわらず、当該宿泊に係る特別な事情がある場合として人事委員会規則で定める場合の宿泊費の額は、当該宿泊に要する費用の額とする。

（包括宿泊費）

第十四条 包括宿泊費は、移動及び宿泊に対する一体の対価として支払われる費用とし、その額は、当該移動に係る第九条から第十二条までの規定による交通費（第十八条において「交通費」という。）の額及び当該宿泊に係る宿泊費基準額の合計額とする。

（宿泊手当）

第十五条 宿泊手当は、宿泊を伴う旅行に必要な諸雑費に充てるための費用とし、その額は、国の職員につき国家公務員等の旅費支給規程により定められている宿泊手当の額とする。

（転居費）

第十六条 転居費は、赴任に伴う転居に要する費用（第十八条第一項第一号イ若しくはロ又は同項第二号イ若しくはロに規定する場合の家族の転居に要する費用を含む。）とし、その額は、次に掲げる方法により算定される額とする。ただし、外国旅行においては、別表第一に定める容積又は重量の範囲内において算定した額とする。

一 運送業者が家財の運送を行う場合には、複数の運送業者に見積りをさせ、かつ、その中から最も経済的なものを選択するとき（複数の運送業者に見積りをさせることができない特別な事情があるときを含む。）に限り、当該運送に要する額を転居費の額とする方法

二 旅行役務提供者が家財の運送を行う場合には、前号の規定にかかわらず、当該運送に要する額を転居費の額とする方法

三 旅行者が宅配便又は自家用自動車若しくは道路運送法第八十条第一項の許可を受けて業として有償で貸し渡す自家用自動車その他これらに類するものを利用して家財の運送を行う場合には、当該運送に要する額を転居費の額とする方法

2 職員又は家族が他から赴任に係る旅費の支給又はこれに相当する金額の支払を受ける場合には、前項の規定により算定した転居費の額から当該支給又は当該支払を受ける金額を差し引くこととする。

（着後滞在費）

第十七条 着後滞在費は、赴任に伴う転居に必要な滞在に係る費用とし、その額は、内国旅行にあつては五夜分を、外国旅行にあつては十夜分を限度として、現に宿泊した夜数に係る宿泊費及び宿泊手当の合計額に相当する額とする。

(家族移転費)

第十八条 家族移転費は、赴任に伴う家族の移転に要する費用とし、その額は、次に掲げる額とする。

一 内国旅行にあつては、次に掲げる額

イ 赴任の際家族（赴任を命ぜられた日において同居している者に限る。以下このイ及びロ並びに次号イからハまでにおいて同じ。）を職員の新居住地に移転する場合には、家族一人ごとに、職員がその移転をするものとして算定した交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当及び着後滞在費の合計額に相当する額

ロ イに規定する場合に該当せず、かつ、赴任を命ぜられた日の翌日から一年以内に家族を職員の居住地（赴任後家族を移転するまでの間に更に赴任があつた場合には、当該赴任後における職員の新居住地）に移転する場合には、イの規定に準じて算定した額

二 外国旅行にあつては、次に掲げる額

イ 赴任の際旅行命令権者の許可を受け、家族を職員の新居住地に移転する場合には、家族一人ごとに、職員がその移転をするものとして算定した交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当、着後滞在費及び渡航雑費の合計額に相当する額

ロ イに規定する場合に該当せず、かつ、赴任後旅行命令権者の許可を受け、赴任を命ぜられた日の翌日から一年以内に家族を職員の居住地（赴任後家族を移転するまでの間に更に赴任があつた場合には、当該赴任後における職員の新居住地）に移転する場合には、イの規定に準じて算定した額

ハ イに規定する場合に該当せず、かつ、本邦から外国に赴任後旅行命令権者の許可を受け、赴任を命ぜられた日の翌日から一年以内に家族を赴任を命ぜられた日における居住地から本邦内の他の地に移転する場合には、前号イの規定に準じて算定した額

ニ 外国に赴任後旅行命令権者の許可を受け、家族（イ又はロに規定する許可を受け移転した者であつて同居しているものに限る。）を本邦に移転する場合には、イの規定に準じて算定した額

2 旅行命令権者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情がある場合には、前項第一号ロ又は第二号ロ若しくはハ

に規定する期間を延長することができる。

(渡航雑費)

第十九条 渡航雑費は、外国旅行に要する雑費とし、その額は、予防接種に係る費用、旅券の交付手数料及び査証手数料、外貨交換手数料並びに入出国税その他外国旅行に必要なものとして任命権者が定める費用の額とする。

(死亡手当)

第二十条 死亡手当は、職員又はその配偶者若しくはパートナーシップ関係の相手方若しくは子の外国における死亡（第三条第二項第六号又は第八号に規定する場合に限る。）に伴う諸雑費に充てるための費用とし、その額は、別表第二に定める定額とする。

第三章を削る。

「第四章 雑則」を「第三章 雑則」に改める。

第四十二条第一項中「公用の交通機関、宿泊施設等を利用して旅行した場合その他当該」を「都以外の者から旅費の支給を受ける場合その他」に、「または当該」を「又は」に、「こえた旅費または」を「超えた旅費又は」に、「こえる」を「超える」に改め、同条を第二十四条とし、第三章中同条の前に次の三条を加える。

(退職者等の旅費)

第二十一条 第三条第二項第一号又は第五号の規定により支給する旅費は、退職等の日の翌日から三月以内における当該退職等に伴う旅行又は本邦への帰住について、出張又は赴任の例に準じて任命権者が定めるものとする。

2 第三条第二項第二号の規定により支給する旅費は、赴任の例に準じて任命権者が定めるものとする。

3 第一項の場合において、退職等となつた職員が家族を移転するとき、同項に規定する旅費に、転居費のうち家族の転居に要する費用及び家族移転費に相当するものを加えるものとする。

4 旅行命令権者は、天災その他やむを得ない事情がある場合には、第一項及び第三条第二項第二号に規定する期間を延長することができる。

(遺族等の旅費)

第二十二條 第三條第二項第三号、第四号又は第六号から第八号までの規定により支給する旅費（死亡手当に係るものを除く。）は、出張又は赴任の例に準じて任命権者が定めるものとする。

(旅費の支給額の上限)

第二十三條 鉄道賃、船賃、航空賃及びその他の交通費（第十二條第一項ただし書に規定する場合を除く。）（家族移転費のうちこれらに相当する部分を含む。）に係る旅費の支給額は、第九條第一項各号、第十條第一項各号、第十一條第一項各号及び第十二條第一項各号に掲げる各費用について、当該各条及び第六條の規定により計算した額と現に支払つた額を比較し、当該各費用ごとのいずれか少ない額を合計した額とする。

2 宿泊費、包括宿泊費、転居費、着後滞在費（宿泊手当に相当する部分を除く。）、家族移転費（宿泊手当に相当する部分を除く。）及び渡航雑費に係る旅費の支給額は、当該各種目について第六條、第十三條、第十四條、第十六條、第十七條、第十八條第一項及び第十九條の規定により計算した額と現に支払つた額を比較し、当該各種目ごとのいずれか少ない額を合計した額とする。

第四十三條を第二十五條とし、同條の次に次の一條を加える。

(旅費の返納)

第二十六條 支出担当者等は、旅行者又は旅行役務提供者がこの條例又はこれに基づく人事委員会規則の規定に違反して旅費の支給又は旅費に相当する金額の支払を受けた場合には、当該旅費又は当該金額を返納させなければならない。

2 旅行者がこの條例又はこれに基づく人事委員会規則の規定に違反して旅費の支給を受けた場合には、支出担当者等は、前項に規定する返納に代えて、当該支出担当者等がその後においてその者に対し支出し、又は支払う給与又は旅費の額から、当該旅費に相当する金額を差し引くことができる。

3 前項に規定する給与の種類は、任命権者が定める。

第四十四條に見出しとして「(委任)」を付し、同條中「外実施上」を「ほか、この條例の規定による旅費の支給の手續そ

の他この条例の実施のため」に改め、同条を第二十七条とする。

附則第四項を削る。

別表第一及び別表第二を次のように改める。

別表第一 外国旅行の転居費に係る家財運送量の上限（第十六条関係）

区分		上限
家財の運送 単位を容積 により算出 する場合	職員	九立方メートル
	配偶者又はパートナーシップ関係の相手方	九立方メートル
	子（一人につき）	一・五立方メートル
家財の運送 単位を重量 により算出 する場合	職員	三六〇キログラム
	配偶者又はパートナーシップ関係の相手方	三六〇キログラム
	子（一人につき）	六〇キログラム

別表第二 死亡手当（第二十条関係）

区分	死亡手当
全ての者	九三〇、〇〇〇円

附則

(施行期日)

1 この条例は、令和七年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の職員の旅費に関する条例（以下「新条例」という。）の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に新条例第二条第一項第四号に規定する旅行命令権者が新条例第四条第一項に規定する旅行命令等を発する旅行について適用し、施行日前に改正前の職員の旅費に関する条例第四条第一項に規定する旅行命令権者が同項に規定する旅行命令等を発した旅行については、なお従前の例による。ただし、施行日前に同項に規定する旅行命令権者が同項に規定する旅行命令等を発し、かつ、施行日以後に新条例第二条第一項第四号に規定する旅行命令権者が新条例第四条第三項の規定により当該旅行命令等を変更する旅行については、新条例の規定は、当該旅行のうち当該変更の日以後の期間に対応する分について適用し、当該旅行のうち当該変更の日前の期間に対応する分については、なお従前の例による。

3 新条例第三条第二項の規定は、施行日以後に退職、免職、失職若しくは休職（以下この項において「退職等」という。）となった場合又は死亡した場合について適用し、施行日前に退職等となった場合又は死亡した場合には、なお従前の例による。

4 新条例第三条第五項及び第六項の規定は、これらの項に規定する者が同条第一項、第二項及び第四項の規定により旅費の支給を受けることができる場合について適用し、改正前の職員の旅費に関する条例第三条第一項、第二項及び第四項の規定により旅費の支給を受けることができる場合については、なお従前の例による。

5 新条例第二十六条の規定は、新条例又はこれに基づく人事委員会規則の規定に違反して旅費の支給を受けた場合について適用する。

(提案理由)

社会情勢の変化に伴い、職員の旅費の種目及び内容を改めるとともに、旅費の支給に係る規定を改めるほか、所要の改正を

行う必要がある。